う。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　高重合度ポリエチレンテレフタレートを輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

㈤　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定めることとした。（第五条関係）

2　この政令は、平成二九年一二月二八日から施行することとした。

◇炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（政令第三二四号）（財務省）

1　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、暫定的な不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　暫定的な不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　炭素鋼製突合せ溶接式継手を輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二五号）（金融庁）

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二九年法律第三七号）の施行期日は、平成三〇年四月一日とすることとした。

◇金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（政令第三二六号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　株式等の高速取引に関する法制の整備

㈠　高速取引行為となる行為に、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うことを内容とした金銭その他の財産の運用を行うこと等を追加することとした。（第一条の二二関係）

㈡　高速取引行為者の最低資本金額を一、〇〇〇万円、最低純財産額を零とすることとした。（第一八条の四の九及び第一八条の四の一〇関係）

2　上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備

重要情報の公表が求められる上場会社等の有価証券として、金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権証券、社債券等を定める等の規定の整備を行うこととした。（第一四条の一五～第一四条の一七関係）

3　金融商品債務引受業の対象取引の拡大

金融商品債務引受業の対象取引に、上場投資信託（ＥＴＦ）の設定・交換に係る受益証券又は金銭等の授受を追加することとした。（第一条の一九関係）

二　その他関係政令の一部改正関係（第二条～第七条関係）

商品先物取引法施行令、資産の流動化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令、不当景品類及び不当表示防止法施行令、金融庁組織令及び金融庁設置法第四条第一項第三号ク に規定する指定紛争解決機関を定める政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年四月一日）から施行することとした。

◇電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三二七号）（総務省）

電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二九年法律第六四号）の施行期日は、平成三〇年一月一日とすることとした。

◇電子委任状の普及の促進に関する法律第六条第一項の期間を定める政令（政令第三二八号）（総務省）

1　電子委任状取扱業務の認定の更新の期間は、三年とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二九年法律第六四号）の施行の日（平成三〇年一月一日）から施行することとした。

◇国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二九号）（厚生労働省）

1　国民年金保険料追納申込書、特定保険料納付申込書及び国民年金後納保険料納付申込書について、基礎年金番号の記載を求めないこととするため、一律に国民年金手帳の添付を求める規定を削除することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年三月五日から施行することとした。